

重要・必読

働き方改革関連法のポイントチェック

2019年4月から施行されている「働き方改革関連法」により、企業は、①時間外労働の上限規制 ②年次有給休暇の5日取得義務化 ③同一労働同一賃金 など順次対応を迫られています。

人手不足がますます深刻化するなか、中小企業が「働き方改革関連法」に対応していくには、様々な準備を計画的に進めていくことが必要です。

刈谷商工会議所では、「働き方改革関連法」をわかりやすく解説したパンフレット「働き方改革BOOK」をご用意し、無料で配布しております。企業が「働き方改革関連法」に対応していくうえで、お役立て頂ければ幸いです。ぜひ、ご活用ください。



POINT 1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

POINT 2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

POINT 3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は2021年4月1日～

正規労働者と非正規労働者間の「不合理」な待遇差が禁止されます！（同一労働同一賃金）

詳細は、パンフレット「働き方改革BOOK」の本編をご確認ください。

問合せ先

刈谷商工会議所中小企業相談所

(0566)21-0370



西三河の不動産なら

堀田土地

JR東刈谷駅前 0120-13-1812



伝言板

従業員の
福利厚生制度に
ご活用ください

刈谷商工会議所
共済制度引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
【取扱店】豊田営業所刈谷分室
〒448-8503

刈谷市新栄町 3-26
刈谷商工会議所 3階
TEL 0566-24-2418